

令和8年度国立市シティプロモーション推進事業委託に関する プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 件名

令和8年度国立市シティプロモーション推進事業委託

(2) 業務の目的

本市は第5期基本構想におけるまちづくりの基本理念として「人間を大切にする」を掲げ、「文教都市くにたち」として培ってきた良好な景観や文化芸術、自然環境を生かしたまちづくりを進めてきた。今後も、少子高齢化や人口減少といった社会情勢の変化に柔軟に対応し、将来にわたって活気あるまちを実現するため、長期的な視点における戦略的なシティプロモーションが不可欠である。

本事業は、本市の地域特性や既存の資源、都市イメージ、市の取組み、本事業に関連しうる団体の取組み等を多角的に分析したうえで、本市独自の魅力と特性を整理し、特に子育て世代を重点的なターゲットに据え、認知度・魅力度向上等（来街・移住検討等の関係人口・定住意向等）を目指す価値の明確化およびマーケティング戦略を策定・実行することを目的とする。

(3) 業務内容

別紙「令和8年度国立市シティプロモーション推進事業委託仕様書」のとおり

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

2 見積限度額

7,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額は契約時予定価格を示すものではない。

※提案見積書・内訳書を提出する際は、上記の見積限度額を越えてはならない。

3 全体スケジュール

項目	日程
実施要領等の公表	実施要領等制定の日から
質問受付締切	令和8年4月10日（金）
質問回答期限（市ホームページに掲載）	令和8年4月15日（水）
参加申込受付締切	令和8年4月20日（月）
参加資格審査結果通知・企画提案書提出依頼 （第1次審査（書類審査）結果通知）	令和8年4月27日（月）
企画提案書等提出締切	令和8年5月18日（月）

第2次審査（プレゼンテーション）	令和8年5月27日（水）
第2次審査結果通知	令和8年5月29日（金）
結果公表（市ホームページに掲載）	令和8年6月上旬
契約候補者と詳細協議（仕様書調整等）のうえ契約締結	令和8年6月中旬～下旬

4 実施形式

公募型プロポーザル方式による。

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たしていること。

- (1) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにより、国立市での競争入札参加資格を有していること。
 - (2) 国立市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成7年9月国立市訓令（甲）第37号）による指名停止を受けていないこと。
 - (3) 地方自治法施行令（昭和22年号外政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していないこと。
 - (4) 競争入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
 - (5) 法人及びその役員が、国立市暴力団排除条例（平成25年12月国立市条例第42条）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
 - (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
 - (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- 2 前項（1）に該当しない者で、前項（2）（3）、（5）～（7）までを満たす者は、本プロポーザルに参加することができる。
- 3 前項の規定により、本プロポーザルに参加を希望する者は、以下の書類を提出するものとする。
- (1) 法人にあつては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
 - (2) 商号登記をしている個人にあつては、履歴事項全部証明書（商号登簿謄本）
 - (3) 商号登記をしていない個人にあつては、身分証明書
 - (4) 印鑑証明書（法人及び個人）
 - (5) 財務諸表（法人及び個人）
 - (6) 法人にあつては、法人税、法人事業税、法人市（町・村）民税、消費税の納税証明書。個人にあつては、所得税、個人事業税、個人市（区・町・村）都民税、消費税

の納税証明書。

6 募集内容

(1) 募集方法

国立市ホームページに掲載する。

(2) 参加申込方法

参加意向がある者は、「15 問合せ及び書類の提出先」に持参または郵送にて提出する。なお、郵送の場合は、提出期限（令和8年4月20日（月））までに必着とする。

7 情報公開及び提供

国立市情報公開条例の規定に基づき、個人情報及び法人その他の団体に関する情報を開示することにより正当な利益を害するものを除き公開対象とする。

なお、契約候補者決定前において、決定に影響を及ぼすおそれがある情報については決定後の開示とする。

8 質問の受付及び回答

本実施要領、仕様書に関して確認事項や不明な点がある場合は、質問書（様式4）を提出すること。

(1) 提出期限

令和8年4月10日（金）午後5時

(2) 提出方法

質問書（様式4）を電子メールで提出する。

※電子メール件名は、「令和8年度国立市シティプロモーション推進事業委託質問書」とすること。

※提出期限までに受信したものに対して回答する。

※電話や口頭での質問には回答しない。

(3) 質問先

「15 問合せ及び書類の提出先」のとおり。

電子メールアドレス：kunikoho@city.kunitachi.lg.jp

(4) 質問への回答

令和8年4月15日（水）までに、全質問に対する回答を、質問者の名前を伏せたうえで、国立市ホームページに随時公表する。なお、提出期限を過ぎた質問へは回答しない。

9 参加意思確認方法

本プロポーザルに参加意思のある事業者は、以下の方法により参加申込書等を提出すること。

(1) 提出期限

令和8年4月20日(月)午後5時

(2) 提出先

「15 問合せ及び書類の提出先」のとおり。

(3) 提出方法

持参または郵送による。なお、郵送の場合は提出期限までに必着とする。

(4) 提出書類等

提出書類の内容について、本市より問合せを行う場合がある。

提出書類	提出様式	提出部数	備考
ア. 参加申込書	様式1	(正本) 1	
イ. 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける競争入札参加資格審査受付票(写)	—	(正本) 1	「5 参加資格(1)」を有しない場合は、「5 参加資格3項」の書類
ウ. 事業者概要(会社概要)	様式2	(正本) 1 (副本) 7	下記の「留意事項」を参照
エ. 類似業務実績書	様式3	(正本) 1 (副本) 7	下記の「留意事項」を参照
オ. 企画提案概要	任意様式 A4判1枚(両面)	(正本) 1 (副本) 7	下記の「留意事項」を参照

■留意事項

(ア) 副本には、事業者名及び提案者が推測可能な情報(ロゴなど)を記載しないこと。

(イ) 類似業務実績書は、過去3年以内で、そのノウハウが本業務に生かせると判断できるものについて5件を上限に記載し、特に類似する業務として参考となる1件については、正本1部・副本7部を提出すること。

(ウ) 企画提案概要は、別紙「令和8年度国立市シティプロモーション推進事業委託仕様書」を踏まえ、作成すること。

(5) 参加資格審査結果(第1次審査(書類審査))の通知

令和8年4月27日(月)までに、参加申込書等提出者宛に電子メールで通知する。

10 企画提案書等の提出

参加資格審査の結果、参加資格を有する旨の通知を受けた者は、以下の方法によって企画提案書等を提出すること。

(1) 提出期限

令和8年5月18日(月)午後5時

(2) 提出先

「15 問合せ及び書類の提出先」のとおり。

(3) 提出方法

持参または郵送による。なお、郵送の場合は提出期限までに必着とする。

(4) 提出書類等

提出書類の内容について、本市より問合せを行う場合がある。

提出書類	提出様式	提出部数	備考
ア. 企画提案書	任意様式	(正本) 1 (副本) 7	下記の「企画提案書作成の留意点」を参照
イ. 業務実施体制	任意様式	(正本) 1 (副本) 7	
ウ. 見積書	任意様式	(正本) 1 (副本) 7	下記の「見積書作成の留意点」を参照

■ 企画提案書作成の留意点

- (ア) 副本には、事業者名及び提案者が推測可能な情報（ロゴなど）を記載しないこと。
- (イ) 審査基準表の評価項目を参考に、専門知識を有さない者にも理解できるよう配慮し、図や表などを用いて見やすい企画提案書を作成すること。
- (ウ) 企画提案書の様式は任意とするが、A4判で簡易製本すること。
- (エ) 企画提案書は1者1提案とすること。
- (オ) e-stat等の数値的根拠を可能な限り活用しつつターゲットイメージを提案するとともに、本市の価値をどのように整理するか明確にすること。目標や指標設定については、本市の目的を達成するために、「何を成果（成功）とするかを整理し、どのような物差しで測るべきか」という考え方を短期（1年）・中期（5年）・長期（10年）に分けて提示すること。なお、具体的な目標値は、受託後に市及び本事業に関連しうる団体等と協議のうえ調査・分析を経て確定すること。
- (カ) 市及び本事業に関連しうる団体等の取組みを考慮した実効性のある戦略策定・実行（事業者が自ら情報発信をする等）及び自律的運用をするための支援計画について、スケジュールを提案すること。
- (キ) 企画提案書の提出期限内であっても、企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めない。
- (ク) 企画提案書は印刷物のほか、PDFデータを提出すること。

■ 見積書作成の留意点

- (ア) 副本には、事業者名及び提案者が推測可能な情報（ロゴなど）を記載しないこと。
- (イ) 宛名は「国立市長」とすること。

- (ウ) 正本のみ代表者名等の押印をすること。
- (エ) 本業務に係る一切の経費、消費税及び地方消費税を含む金額とすること。
- (オ) 見積書には、別途内訳を添付し、作業項目ごとの費用及び積算根拠を明示すること。
- (カ) 見積書は印刷物のほか、PDFデータを提出すること。

1.1 候補者決定方法

国立市職員で構成する国立市シティプロモーション推進事業委託プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）により審査を行い、契約候補者を選定する。

(1) 第1次審査（書類審査）

参加申込のあった事業者に対して第1次審査（書類審査）を行い、参加資格を有すると判断された事業者のうち、得点の高い順に上位4者を選定する。同点の場合は、同点の者のうち、提案内容の得点の上位者を選定する。

なお、参加資格を有すると判断された事業者が4者以下の場合、その対象事業者全員が第2次審査に参加する。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション）

企画提案内容をより深く理解するため、プレゼンテーションを実施する。

ア. 日 時 令和8年5月27日（水）午後1時～5時（予定）

イ. 場 所 国立市役所会議室

※日時・場所等の詳細は、別途連絡する。

ウ. 選定者 審査委員会

エ. 時 間 1者あたり35分程度（提案20分・質疑15分）

オ. 内 容 事前に提出した企画提案書に基づいたプレゼンテーション

カ. 留意事項

- ・当日の出席者は4名以内とする。
- ・プレゼンテーションは原則として本業務を担当する予定者が行うこと。なお、複数人で説明を分担しても差し支えない。
- ・審査委員分の資料は事前に提出された企画提案書を使用するため、改めて資料等を用意する必要はない。
- ・プレゼンテーションは非公開とする。
- ・説明の際にパソコン等を使用する場合は、各自持参すること。プロジェクターやスクリーン及びケーブルは市で用意する。
- ・市は、提案説明及び質疑応答についての音声を録音する。

(4) 審査基準等

ア. 第1次審査、第2次審査とも別添の審査基準表に基づき審査を行う。

イ. 第1次審査の得点及び第2次審査の得点の合計を総合評価点とし、総合評価点の最上位者を契約候補者として選定する。

ウ．総合評価点が同点の場合は、同点の者のうち、第2次審査の得点の上位者を契約候補者とし、それでもなお選定できない場合は、審査委員会の委員長が決定する。

(5) 審査結果

最終審査結果については、第2次審査の日から6月上旬までに全ての参加者に電子メールにて通知するとともに、国立市ホームページで契約候補者のみ公表する。

1.2 契約の締結

本委託業務の契約候補者として選定された事業者と以下のとおり契約の交渉を行う。

(1) 辞退等

辞退その他の理由（地方自治法施行例第167条の4に規定する者に該当することとなった場合又は国立市から委託業務契約に係る指名停止を受けることとなった場合等）で契約できない場合は、次点の事業者を契約候補者とし契約の交渉を行う。

(2) 契約内容及び金額

最終的な契約内容及び金額については、契約候補者と国立市の間で提案内容等を確認し、実現内容について精査・調整の上、最終的な契約内容・金額を確定する。

※提案内容及び見積額をもってただちに契約を行うものではない。

(3) 仕様

契約内容となる仕様については、別紙仕様書をもとに、契約候補者の提案内容や協議内容を盛り込んだ形で作成する。なお、本事業に関連しうる団体等へ資料共有や協議・意見を求めることがある。また、提案内容に応じて、年度ごとの契約締結にはなるが、継続して実施する場合がある。

1.3 失格条項等

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

(1) 提出期限に遅延した場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 審査の公平性を害する行為があった場合

(4) 参加資格を有していないことが判明した場合

(5) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態となった場合

(6) 企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

(7) その他、審査委員会が失格にあたる事由があると認める場合

1.4 その他留意事項

(1) 本プロポーザルの参加に要する費用は、すべて参加事業者の負担とする。

(2) 提出書類は、日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。

- (3) 提出書類は返却しない。
- (4) 企画提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成する場合がある。
- (5) 提出書類に虚偽の記載をし、プロポーザルが無効とされた場合、その者に対し指名停止措置を行う場合がある。
- (6) 本プロポーザル実施要領（スケジュール含む）及びその他の書式等に変更がある場合には国立市ホームページで告知する。
- (7) 本プロポーザルにあたり国立市より受領した資料は、国立市の許可なく公表、使用できない。

1 5 問合せ及び書類の提出先

〒186-8501

東京都国立市富士見台2丁目47番地の1

国立市役所 政策経営部 市長室 広報・広聴係（市役所2階 秘書室）

電話：042-576-2111（代表）（内線）225

電子メール：kunikoho@city.kunitachi.lg.jp

担当：新（あたらし）